

○ 經濟産業省
環境省告示第十二号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第六十六条第三号の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる区域が、引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域として、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第七号）第二百二十四条に定める条件に該当する旨を公示する。
平成二十五年十二月二十六日

經濟産業大臣臨時代理

国務大臣 石原 伸晃

環境大臣 石原 伸晃

広島県	広島市（似島に限る。）
香川県	土庄町（小豆島及び沖之島に限る。）及び小豆島町
愛媛県	松山市（興居島に限る。）